

【あおぞら小児科病児保育 利用規約】

あおぞら小児科病児保育
病児保育あまやどり・にわかあめ

- 第1条 (名称) 本保育所の名称をそれぞれ、「病児保育あまやどり・病児保育にわかあめ」とする
- 第2条 (所在地) 病児保育あまやどりは鹿児島市草牟田2丁目16-8に設置する
病児保育にわかあめは鹿児島市草牟田2丁目13-25 2Fに設置する
- 第3条 (目的)
病気または病気の回復期であり、集団保育の困難な児童を一時的に預かる業務を行う事により地域社会の医療促進及び、育児支援を目的とする
- 第4条 (保育看護の方針) 医師、看護師、保育士が連携して、病気の児童の保育・看護にあたることによって、児童が、病気や症状にあわせた適切な看護を受けられ、安全、適切に過ごすことができ、成長、発達に合わせた生活、遊びが保証されるよう配慮する。なお、病児保育あまやどり、病児保育にわかあめは、あおぞら小児科と連携、協力して保育を行うものとする
- 第5条 (病児保育の方針)
1) 利用対象は0歳児から小学校6年生までの児童で、病気または、病気の回復期であり、学校保育園、幼稚園などでの集団保育が困難な方、医療機関によりあおぞら小児科病児保育での利用に際し許可が出た方を対象とする
2) 定員は4名とする(状況に応じて増員する)
- 第6条 (利用方法)
1) 利用時間・休所日は次のとおりとする
①月～金の午前8時～午後6時、土は午前8時～午後4時までとする※都合により変更あり
②休所日は日曜、祝日、当施設が定めた日とする
2) 予約は次のとおりとする
①利用したい日の前日までに、インターネットでの予約申し込みを受ける
②一旦キャンセル待ちのメールが配信される
③その日の状況によりお預かりできる方へは入室確定のメールが配信される
④予約のキャンセルは利用当日の午前7時までにインターネットからキャンセルを受ける
⑤お預かりができない方へは入室確定のメールは配信されない
⑥利用予約日の前日、もしくは当日午前8時よりあおぞら小児科で診察後入室となる
3) 利用申請、利用料金決定等は次のとおりとする
①年度初めて利用の場合は、市役所こども未来部保育幼稚園課、各支所福祉課での登録を要する
※未登録の場合も当施設で行える
②利用料金は課税・非課税等の区分により異なり利用料に関する証明書が必要なことがある
③利用当日に「利用申込書」「登録申請書」「あおぞら小児科病児保育登録票」を提出する
※必要な場合は、「減免申請書」「税を証明する書類」も提出する
4) 利用終了後(児童のお迎え)は次のとおりとする
①保護者はあおぞら小児科病児保育が提供する範囲で利用時間を決め、時間に遅れる際には必ず病児保育に連絡をする
②届け出以外の方がお迎えの場合は、事前にその旨をスタッフに伝える
- 第7条 (医療行為について)
①預かり時間内に必要な医療行為(鼻汁吸引、薬液吸入など)を行うことがある
②病状悪化時に、保護者に連絡後、必要な場合は、スタッフ付き添いのもと、あおぞら小児科の医師の診察を受けることがある。その際必要な検査(採血など)処置(点滴など)をすることがある
③緊急を要する処置が必要な場合、保護者への連絡の前に処置を行うことがある
- 第8条 (利用料金など)
①基本料金は1日2000円とする。ただし、課税の有無で利用区分がある。午前だけの預かりの場合も2000円とする。
②着替え、おむつなど必要な身のまわりのものは各自で用意する。用意したものに不足が生じ、やむをえず、あおぞら小児科病児保育が調達したものについては別途料金を徴収する。
給食代350円(おやつ代含む) ミルク1日200円 紙おむつ200円

第9条 (料金の支払い方法)

①利用料金の支払いは、あおぞら小児科病児保育お預かりの際、または当日あおぞら小児科を受診する際に状況に応じて2500～6000円の預かり金を徴収する。徴収金より診察代、薬代、病児保育代、昼食代、その他を清算し、返金する。

第10条 (秘密保持)

あおぞら小児科病児保育に従事する職員は、本契約に基づく業務上知りえた児童、保護者及びその家族の情報を秘密として扱い、法令に基づく要請を除き、許可なく第三者への提供はしない。職員の守秘義務は退職後においても同様の扱いとする。

第11条① (補償制度)

あおぞら小児科病児保育を利用するにあたり、万一事故などが発生した場合、保険適用範囲内において補償を受けることができる。ただし、病状悪化等、あおぞら小児科病児保育の責に帰す事ができない事由による事故の場合はこの限りではない。

第12条 (利用制限)

次の各号のいずれかに該当する場合は、保育の途中に関わらず利用を制限し、また受け入れを拒否する場合がある。

- ①児童の病状により、保育が不適切だと医師が判断した時
- ②暴風警報、地震注意報などが発令され保育が困難な時
- ③感染の流行により他の児童への影響が高い時
- ④あおぞら小児科病児保育の保育方法、医師の診察に同意しない時
- ⑤あおぞら小児科病児保育を利用するにあたり、不正行為を行った時
- ⑥本規約に同意しない時

第13条 (保護者の義務)

児童の保護者は、あおぞら小児科病児保育を利用する間、届け出た緊急連絡先にあおぞら小児科及び、あおぞら小児科病児保育が常に連絡でき、緊急時でも保護者の意思が確認できるように努めなければならない。

第14条 (本規約の変更)

本規約の変更はあおぞら小児科病児保育が定め、その効力はすべての利用登録者に帰属する

2019年9月1日改訂

あおぞら小児科病児保育 あまやどり にわかあめ